

## 砂川市公告第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、砂川市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、砂川市森林整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに砂川市長に対して理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和5年2月17日

砂川市長 善岡雅文



- 1 縦覧場所  
砂川市役所 経済部農政課
- 2 縦覧期間  
自 令和5年2月17日  
至 令和5年3月17日